

# 日本国憲法各草案における外国人の人権について

都城工業高等専門学校 吉井千周

## はじめに

戦後74年が過ぎ、憲法改正論議が盛んになっている。日本国憲法は、大日本帝国憲法第73条等の憲法改正手続きに従い帝国議会での審議を経て成立したが、連合国軍最高司令官総司令部（以下GHQ）指導の下で制定されたという経緯から、日本国憲法の正当性について疑問視する人々から「押しつけ憲法」として長年改憲が主張されてきた。しかし、1990年代までは、結党当初から現行憲法の自主的改正を党是に掲げていた自由民主党（以下自民党）ですら、憲法改正について、公の場で語ることは少なく、憲法改正論議そのものがタブー視される状況が続いていた。

改憲論をめぐるタブーが一変するのは、2000年1月に召集された第147回通常国会において、衆参両議院での憲法調査会が設置されたことによる。国会議員30人以内、学識経験者20人以内からなるこの調査会は、日本国憲法に関する調査・研究・審議等を行うために委員会組織として設置された。こうした改憲をめぐる流れの中で自民党は2000年6月に実施された第42回衆議院総選挙において、24の総選挙政策のなかの23番目に改憲論を記載した。翌2001年4月の自民党総裁選に小泉純一郎が出馬し「聖域なき構造改革」を掲げて総理大臣に就任すると、さらにこの傾向は加速する。「小泉旋風」と呼ばれた厚い支持層を背景に2003年11月に実施された第43回衆議院議員総選挙では、自民党は結党50周年の2005年秋までに憲法改正草案をつくることを公約する。

2005年4月両院の憲法調査会はそれぞれの報告書を各議院の議長に提出する。報告書では、現在日本国内における改憲議論の主要トピックになっている第9条の改正だけにとどまらず、地方自治や外国人の人権についても活発な議論が行われた<sup>1</sup>。その後、同年8月に開催された第167回国会では、憲法調査会に代わり憲法審査会が設置され、日本国憲法および日本国憲法に密接に関連する基本法制について調査を行い、日本国憲法改正案の原案の発議も行うことができるようになった。2007年5月には国民投票法が成立して憲法改正の準備が整う。改憲のための制度はほぼ整ったといっ

てよい。こうした改憲論をめぐる議論では、第9条を中心に論じられる事が多い。旧民主党、社民党、共産党そして立憲民主党等は、護憲の立場からこの問題に向かい合っている。それでは外国人の人権はどのように規定されているのだろうか。

本稿では、現行の日本国憲法における外国人の人権を概観し、判例などを確認する。その上で、これまで出されてきた各草案を比較検討し、外国人の人権の視点から改憲案を概観した<sup>2</sup>。先に本論文

<sup>1</sup> 衆議院憲法調査会（2005）「衆議院憲法調査会報告書」。参議院憲法調査会（2005）「参議院憲法調査会報告書」。

<sup>2</sup> 本論文では、法令における外国人という言葉を外国人登録法第2条における定義を用いて使用する。「外国人

の主張を述べると、自民党及び多くの団体による改憲案が実現された場合、現行の日本国憲法よりも制限された形でしか外国人の人権が認められないと考えられる。その上で、隣人としての外国人の人権を、「隣人愛」を教義に掲げるキリスト教の文脈で捉えたらどうなるのか考察したい。

## I 外国人の現状について

現法憲法下における多文化社会の中で生きる外国人の人権が、どのように日本国内で扱われているか、現状について概観してみよう。

2020年1月13日、麻生太郎副総理兼財務相は、福岡県直方市で行った国政報告会で「2000年の長きにわたって、一つの民族、一つの王朝が続いている国はここしかない」と述べ、批判的となった<sup>3</sup>。こうした「日本が単一民族国家である」という発言は、1980年代以降何度も保守系の政治家から発せられ、その度に国内外からの批判を浴びてきた<sup>4</sup>。もちろん、こうした認識は誤りである。

2019年6月末、日本の在留外国人は250万人を超え過去最高となった。日本の総人口の約2%、つまり50人に1人は在留外国人であるという計算になる<sup>5</sup>。表1に示したとおり、その大多数は、中国籍・韓国籍になっているが、近年になって技能実習生として、ベトナムからの在留者が増えている。また、在留外国人についてその在留資格別に見ると、表2に示したとおり、約30%が永住者であり、特に近年は、技能実習と技術・人文知識・国際業務の資格での入国者が増加傾向にある。現在では、195カ国の人々が日本に在留しており、また多くの人々が永住権を取得していることを考えると、日本を単一民族国家と呼ぶことはもはや到底できないように思われる。

また、在留外国人の出身国、職業、在留目的などは多様であるため、単に「在留外国人」というカ

表1 国籍地域別在留外国人上位5カ国

	国名	人数	全在留外国人に占める構成比	前年度からの増減
1	中国	786,241	(構成比27.8%)	(+2.8%)
2	韓国	451,543	(構成比16.0%)	(+0.4%)
3	ベトナム	371,755	(構成比13.1%)	(+12.4%)
4	フィリピン	277,409	(構成比9.8%)	(+2.3%)
5	ブラジル	206,886	(構成比7.3%)	(+2.5%)

出典：法務省出入国在留管理庁（2019b）

登録法 第2条 この法律において「外国人」とは、日本の国籍を有しない者のうち、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）の規定による仮上陸の許可、寄港地上陸の許可、通過上陸の許可、乗員上陸の許可、緊急上陸の許可及び遭難による上陸の許可を受けた者以外の者をいう。」

<sup>3</sup> 朝日新聞（2020）1月14日朝刊「麻生太郎氏「日本は2千年、一つの民族」政府方針と矛盾」。

<sup>4</sup> 例えば政府与党の国会議員の発言としては、中曽根康弘首相（1986）「知的水準発言」、山崎拓（1995）、鈴木宗男（2001）、平沼赳夫（2001）、麻生太郎（2005）、伊吹文明（2007）、中山斉彬（2008）など。

<sup>5</sup> 法務省出入国在留管理庁（2019）「令和元年6月末現在における在留外国人数について（速報値）」（[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04\\_00083.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00083.html)）2020/3/30アクセス。

表2 在留資格別在留外国人内訳上位5区分

	在留資格	人数	構成比	前年度からの増減
1	永住者	783,513	(構成比27.7%)	(+1.5%)
2	技能実習	367,709	(構成比13.0%)	(+12.0%)
3	留学	336,847	(構成比11.9%)	(-0.05%)
4	特別永住者	317,849	(構成比11.2%)	(-1.1%)
5	技術・人文知識・国際業務	256,414	(構成比9.1%)	(+13.6%)

出典：法務省出入国在留管理庁（2019b）

テグリーでまとめて捉えることはできない。これらのコミュニティにおいては、それぞれが独立した問題を抱えており、外国人の人権問題もやはり一つにまとめることはできず多層化している<sup>6</sup>。特に在留外国人の大多数が関わることになる労働問題については、喫緊に対応しなくてはならない問題が多く生じている。

2019年10月時点で、日本国内では留学生や技能実習生を含め166万人が労働に従事している<sup>7</sup>。外国人を雇用している事業所数および外国人労働者数ともに、2007年に外国人雇用状況の届け出が義務化されて以来、過去最多となっている<sup>8</sup>。

こうした外国人労働者数の増加の要因として、政府推進の高度外国人材や留学生の受け入れや雇用情勢の改善が着実に進み、「永住者」や「日本人の配偶者」等の身分に基づく、低賃金労働者としての待遇を前提としない在留資格者の就労増加を挙げることができる。しかし、もっと切実な要因は、バブル経済崩壊後の「失われた30年」とも言われる経済不況が継続し、外国人労働者の賃上げを行うだけの体力を失った国内企業が低賃金労働者として外国人労働者を雇用することが常態化している点にある。日本経済の深刻な不況が外国人労働者に転嫁されている。

日本の外国人労働者の特徴は、労働を前提とせずに入国した留学生が労働者として多く働いている点にある。表3に示したとおり、2018年10月のデータでは全外国人労働者のうち20.4%が留学資格で入国し、労働に従事している。本来労働者として入国許可を与えていない留学生などによって必要労働力が満たされる現状は、「バックドア（裏口）からの受け入れ」と言われる<sup>9</sup>。大学や日本語学校で勉強するという表向きと異なり、多くの留学生が就労を目的として来日する。象徴的な事件

<sup>6</sup> 特に日本において最も滞在者の多い、在日中国人、在日韓国人、在日朝鮮人に関わる人権問題については、（田中 2013）、（大沼 2004）を筆頭に多くの論点が出されている。

<sup>7</sup> 厚生労働省（2020）「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（令和元年10月末現在）」（[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_09109.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09109.html)）2020/3/30アクセス。

<sup>8</sup> 2007年の雇用対策法制定に基づき、外国人労働者を雇い入れる全ての事業主に対して、外国人労働者の届出が義務化された。すべての事業主の方には、外国人労働者（特別永住者及び在留資格「外交」・「公用」の者を除く）の雇入れまたは離職の際に、当該外国人労働者の氏名、在留資格、在留期間等について確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることが義務付けられた。

<sup>9</sup> バックドアによる外国人労働者の就労問題については、（梶田 2001）、（鈴木 2015）が詳しい。

表3 在留資格別・産業別外国人労働者数

外国人労働者の在留資格別	人 数	総数に占める割合
①専門的・技術的分野の在留資格	276,770	19.0%
うち技術・人文知識・国際業務	213,935	(14.6%)
②特定活動	35,615	2.4%
③技能実習	308,489	21.1%
④資格外活動	343,791	23.5%
うち留学	298,461	(20.4%)
⑤身分に基づく在留資格	495,668	33.9%
うち永住者	287,009	(19.7%)
うち日本人の配偶者等	89,201	(6.1%)
うち永住者の配偶者等	13,505	(0.9%)
うち定住者	105,953	(7.3%)
⑥不明	130	0.0%
総 数	1,460,463	

出典：法務省出入国在留管理庁（2019a）

表4 技能実習制度を利用した在留外国人の推移

2015	2016	2017	2018	2019
192,655	228,588	274,233	328,360	367,709

出典：法務省出入国在留管理庁（2019b）を参考に筆者作成

として、2019年6月には、東京福祉大学にて2年間で約1,600人の留学生が行方不明になっているほか、系列の専門学校でも留学生を対象とした学科に定員の7倍を超える4,739人が在籍していたことがあきらかになった（日本経済新聞 2019a, 2019b）。

技能実習制度は、1951年に制定された「出入国管理および難民認定法」とその省令を根拠法令として実施されてきた。だが、人権団体などからの批判をうけ、2016年に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法）」が公布され、施行されるに至った。この制度を利用した在留外国人の数は、わずか5年で2倍にも膨れ上がっている。

これまで日本は、政府統計で外国人労働者の賃金や勤続年数などの実態を明らかにしてこなかったため、その実体について国は長年把握してこなかった。2019年に初めて実施された厚生労働省の賃金構造基本統計調査によると、2019年の外国人労働者の平均賃金は月額22万3,100円だった<sup>10</sup>。これは日本人を含めた一般労働者全体平均（30万7700円）の約7割の水準でしかない。賃金が一般労働

<sup>10</sup> 厚生労働省（2020）「令和元年賃金構造基本統計調査」（<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chin-gin/kouzou/z2019/dl/12.pdf>）2020/3/30アクセス。

表5 一般労働者の在留資格区分別賃金 令和元年

在留資格区分	賃金 (千円)	年齢 (歳)	勤続年数 (年)
外国人労働者計	223.1	33.4	3.1
専門的・技術的分野（特定技能を除く）	324.3	32.3	2.7
特定技能			
身分に基づくもの	244.6	42.4	5.2
技能実習	156.9	26.7	1.5
留学（資格外活動）			
その他（特定活動及び留学以外の資格外活動）	214.9	30.1	2.2

出典：厚生労働省（2020）「令和元年賃金構造基本統計調査」。

者全体を大きく下回るのは、外国人労働者の勤続年数が平均3.1年と、一般労働者の平均勤続年数12.4年との差が大きいことも影響している。

こうした技能実習生の待遇については、引き続き人権団体などからの批判が絶えない。首都圏移住労働者ユニオン書記長の本田は外国人労働者の実態として、1 契約書の不存在、2 長時間労働、3 賃金および各種手当の未払い、4 有給休暇の未付与、5 いじめ、6 パワハラ・セクハラ、といった問題が生じていることを指摘している（本田 2018）。特に技能実習制度を用いて日本に入国した外国人労働者の人権問題は深刻であり、今日においても多くの裁判が研修生・実習生から起こされている。

2013年に長崎で生じた裁判では、外国人研修・技能実習制度に基づく研修生として来日し、劣悪な環境の元で働かされていた外国人労働者から、会社に対して損害賠償が提訴され、原告が全面勝訴している（長崎地判平25.3.4判時2207-98）。当該裁判では、時間外労働が100時間を毎月オーバーしていたほか、研修期間の手当は月額5万円であったこと、残業代は全て時給300円から400円での計算であったこと、また会社側が労働者の逃亡を防ぐため、パスポートや預金通帳を強制的に管理されていたこと、またパワハラやセクハラも認定された。これ以外にも同様の事件は複数発生している。外国人研修生等に違法な長時間労働等をさせ、また割増賃金等を支払わなかった裁判例としては、三和サービス（外国人研修生）事件（名古屋高判平22.3.25判判1003-5）、スキル・レクサスライク事件（熊本地判平22.1.29判判1002-34）がある。さらに、時間外労働等の割増賃金請求および付加金の支払い請求等が認められた広島経済技術協同組合ほか外国人研修生事件（東京高判平25.4.25判判1079-79）等の事件も生じている。

こうした日本国内の外国人労働者への対応は、国際的にも非難をうけている。2018年に開催された第96会期「人種差別撤廃委員会」（CERD：Committee on the Elimination of Racial Discrimination）では、日本国内において人権保障について多くの課題が残っているとして勧告されている。中でも外国人技能実習制度については「委員会は、締約国に対し、技能実習制度が、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の遵守を確保するために適切に規制され、政府によって監視されるよう確保することを勧告する。委員会は、次回の定期報告書において、この法律の実施と影響に関す

る情報を要請する。」と、特別に勧告されている<sup>11</sup>。

それでは外国人の人権について、日本国憲法下ではどの程度認められているのだろうか。

## II 日本国憲法下における外国人の人権

### 1) 外国人参政権問題

日本国憲法の人権に関する規定は、「第三章 国民の権利及び義務」（第10条～第40条）に記されており、特に第13条と第14条はその適用において、外国人に国民と同様の権利を与えるべきか否かで争点となっている。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

憲法におけるこうした国民の権利が外国人にも適用されるかについては、①権利別に個別権利の性質を考慮して外国人の人権に該当するか判断するという「性質説」、②日本国憲法に定められた諸権利は「国民」のみに与えられ外国人には含まれないとする「文言説」、③日本国憲法が日本国民を主体とするため外国人には準用して国民と同様に扱うべきであるとする「準用説」、の三つの学説がある。学説・判例ともに、性質説が主流となっている<sup>12</sup>。

<sup>11</sup> International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination（人種差別撤廃 NGO ネットワーク訳）（2018）『人種差別撤廃委員会 日本審査の総括所見』（<https://imadr.net/wordpress/wp-content/uploads/2018/10/51753d9d0d44c8694afb2d15192dc987.pdf>）2020/3/30アクセス。

<sup>12</sup> なお文言説は、憲法第3章の規定上「何人も」と表現される条項については、外国人にも適用されるとし、「国民」と表現される条項との関係を峻別する。

性質説が判例として定着したのは、1978年のマククリーン事件によってである。この事件は、アメリカ国籍のロナルド・アラン・マククリーン氏が法務大臣から在留期間の更新を拒否された事件であるが、最高裁は以下のような判断を示している。

憲法第3章の諸規定による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象として  
いると解されるものを除き、わが国に在留する外国人に対しても等しく及ぶものと解すべきであ  
り、政治活動の自由についても、わが国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす活動等外  
国人の地位にかんがみこれを認めることが相当でないと解されるものを除き、その保障が及ぶもの  
と解するのが、相当である。<sup>13</sup>

すなわち基本的人権については、全ての人権が日本国民と同様に保障されるのではなく、参政権などの特定の権利を除けば権利の性質によって判断され、日本人同様に諸権利を有しているとみなすという立場を取る<sup>14</sup>。したがって、前章でとりあげた外国人労働者の待遇については、日本人と同様の権利が与えられると考えられる。少なくとも法制度としては、日本人同様に外国人の人権は認められている。それでもなお性質説の立場からも「日本国民のみをその対象としていると解されるもの」として外国人に与えられない人権が参政権と公務就任権である。

外国人の参政権について言えば、これまでの判例では、国政選挙については最高裁の1995年ヒッグス・アラン事件最高裁判決で否定されている<sup>15</sup>。しかし、地方参政権の国籍要件は、立法政策の問題であるとして、1995年の定住外国人地方選挙権訴訟において最高裁は、以下の判決を出した。

公務員を選定罷免する権利を保障した憲法15条項の規定は、権利の性質上日本国民のみをその  
対象とし、右規定による権利の保障は、我が国に在留する外国人には及ばないものと解するのが  
相当である。(中略) 憲法93条2項にいう「住民」とは、地方公共団体の区域内に住所を有する  
日本国民を意味するものと解するのが相当であり、右規定は、我が国に在留する外国人に対し  
て、地方公共団体の長、その議会の議員等の選挙の権利を保障したものということはできない。  
(中略) 我が国に在留する外国人のうちでも永住者等であってその居住する区域の地方公共団体  
と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められるものについて、その意思を日常生活に密接な関  
連を有する地方公共団体の公共的事務の処理に反映させるべく、法律をもって、地方公共団体の  
長、その議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているも  
のではないと解するのが相当である。しかしながら、右のような措置を講ずるか否かは、専ら国

<sup>13</sup> 最高裁判所大法廷昭和53(1978)年10月4日判決・最高裁判所民事判例集32巻7号1223頁。

<sup>14</sup> なおこのマククリーン事件の判決は、その一方で外国人の在留の拒否が国の裁量であることを肯定しているため、今日でも判例として強い力を持ちすぎてしまっており、不合理な状態が生じているという指摘もある。大阪で多くの外国人人権問題に携わっている弁護士の空野佳宏は、日本で生まれ育った外国人子女の強制送還に関する判決で、強制送還等の不合理な判決がマククリーン事件によって正当化されていると指摘する(空野2020)。

<sup>15</sup> 最高裁判所平成5年2月26日第2小法廷判決。判例時報1452号37頁。

の立法政策にかかわる事柄であって、このような措置を講じないからといって違憲の問題を生ずるものではない。<sup>16</sup>

端的にまとめると、①外国人に選挙権は保障されない、②外国人に地方選挙権は保障されない、③ただし定住外国人に法律を持って地方選挙権を付与することは許される、というのがこの判旨となる。ただし、あくまでも許容しているだけであり、必ずしも国や自治体は外国人の参政権に処置を講じる義務はない。そのため、現段階で参政権は定住外国人には与えられていない。なお、海外ではオランダ、スウェーデン、デンマークをはじめとした24カ国が居住する外国人に地方投票権を認めており、また EU 内で相互的に投票権を認めている。アジアにおいても韓国や香港が一定の条件下において地方参政権を認めていることなどから、日本においても地方参政権を認めるべきだとする声は根強い。

## 2) 日本国憲法成立過程における外国人の人権

日本国憲法の制定過程をひもとくと、外国人に日本人同様の権利を与えることは、日本国憲法制定時において想定されていた事案であったことがわかる。現行の日本国憲法が GHQ および1946年のマッカーサー草案の影響を多く受けているのは周知の事実だが、GHQ 草案には外国人の人権に関する規定があり、その後の日本国憲法制定の過程で、削除されていったことは一般にはあまり知られていない。

第二次世界大戦終結後の枢軸国の占領などに関わる政治的・軍事的諸問題の処理を目的としていた「国務・陸軍・海軍調整委員会」(SWNCC : State-War-Navy Coordinating Committee) は、1946年1月7日に「日本に関する米国政府の指針を示す文書 (SWNCC228)」を承認する。同文書では、大日本帝国憲法改正の必要性について、特に外国人の人権について以下のように記している。

別の一面においても、日本の憲法は、基本的諸権利の保障について、他の諸憲法に及ばない。それは、これらの権利をすべての人に対して認める代りに、それらは日本臣民に対してのみ適用すると規定し、日本にいる他の人はその保護を受けられないままにしているという点である。(中略) 日本臣民および日本の統治権の及ぶ範囲内にいるすべての人の双方に対して基本的な人権を保障する旨を、憲法の明文で規定することは、民主主義的理念の発達のための健全な条件を作り出し、また日本にいる外国人に、彼らがこれまで〔日本国内で〕有していなかった程度の〔高い〕保護を与えるであろう。<sup>17</sup>

<sup>16</sup> 最高裁判所平成7年2月28日第3小法廷判決。最高裁判所民事判例集49巻2号639頁。

<sup>17</sup> SWNCC (1946) State War Navy Coordinating Committee Decision Amending SWNCC 228 Reform of the Japanese Governmental System. (<https://www.ndl.go.jp/constitution/shiryo/03/059/059tx.html>) 2020/3/30 アクセス。なお Web サイトの日本語訳は、(高柳・大友・田中 1972) からの転載であり、本論文でもこれを使用している。



後に SWNCC228は、マッカーサー草案作成時に「拘束力ある文書」として取り扱われ、極めて重要な役割を演じた。米国政府はこの文書の中で、改革や憲法改正は、日本側が自主的に行うように導かなければ日本国民に受容されないので、改革の実施を日本政府に「命令」するのは、「あくまで最後の手段」であることを強調している。

この SWWNCC228をうけ、マッカーサーは、日本政府に対し、選挙民に責任を負う政府の樹立、基本的人権の保障、国民の自由意思が表明される方法による憲法改正といった目的を達成すべく統治体制の改革を示唆した。マッカーサー草案では、第16条として「外国人は平等に法律の保護を受ける権利を有する」という規定が記されていた<sup>18</sup>。だが、日本国憲法の制定に関わった内閣法制局は、マッカーサー案第16条を削除し、現行の日本国憲法第14条となる草案13条の「法の下での平等」に落とし込んでいる<sup>19</sup>。この制定プロセスを見ると、マッカーサー草案を元にした内閣法制局の制定過程を踏まえるならば、日本国憲法第13条の「国民 (people)」という言葉のうちに、外国人の人権規定を保障していると考えらるべきであろう。

憲法以外にも、国際法である条約の批准により外国人の人権は守られる。だが、日本では人権に関わるさまざまな条約が、批准されていないままになっており、国際標準レベルの人権が外国人に認められていない。日本が批准していない各国際人権条約の批准をおこなうためには、日本国内の法制度・社会制度の改革が必要であるが、国内の法整備が整っていないため批准に至っていない。

このような状況を鑑みると、現日本において外国人の人権は、運用面において多くの問題がある状況が浮き彫りになる。

表 6 日本が批准していない外国人に関する国際人権条約

条 約 名	国連採択日
奴隷条約	1926
1926年奴隷条約の改正議定書	1953
奴隷制度、奴隷取引並びに奴隷制度類似の制度及び慣行の廃止に関する補足条約	1956
無国籍の削減に関する条約	1975
市民的及び政治的権利についての国際規約についての選択議定書	1966
すべての移民労働者及びその家族構成員の権利の保護に関する国際条約 (移民労働者条約)	1990
既婚婦人の国籍に関する条約	1957
国際的紛争の平和的処理に関する改正一般議定書	1949

出典：外務省資料を基に筆者作成

<sup>18</sup> 外務省訳 (1946) 16条を現代仮名遣いに修正。マッカーサー草案原文では「article xvi. aliens shall be entitled to the equal protection of law.」と記載。

<sup>19</sup> 佐藤達夫 (1994) 『日本国憲法制定史』有斐閣、116頁。

### Ⅲ 各改憲案と外国人の人権

それでは、近年話題になっているさまざまな改憲案では、外国人の人権はどのように規定されているのだろうか。本稿では2005年以降に発表され、現在でも入手・閲覧が可能なものに絞り確認してみたい<sup>20</sup>。

#### 1) 性質説と同等の規定がある憲法改正草案

憲法改正案のうち、性質説を踏まえたと思われる記述が条文として書かれている憲法草案は、公益財団法人中曽根康弘世界平和研究所「憲法改正試案」（2005）、産経新聞「国民の憲法」（2013）、日本青年会議所「日本国憲法草案」（2012）の3案である。これらの憲法改正草案について、団体のプロフィールと外国人の人権に関する条文を紹介する。

#### 公益財団法人中曽根康弘世界平和研究所（2005）「平和憲法試案」<sup>21</sup>

同研究所は1988年6月28日、総理府、防衛庁、経済企画庁、外務省、大蔵省および通商産業省の

表7 2005年以降の団体発表による憲法改正案

憲法改正案発表団体	改憲案名	発表年	外国人に関する規定
公益財団法人中曽根康弘世界平和研究所	平和憲法試案	2005	第13条
新しい憲法をつくる国民会議（自主憲法制定国民会議）	日本国憲法	2006	なし
自由民主党	日本国憲法改正草案	2012	なし
公益社団法人日本青年会議所	日本国憲法草案	2012	第40条
ゲンロン	新日本国憲法ゲンロン草案	2012	外国人に関する規定ではなく、住民に関する人権規定として第71条、第72条、第74条を規定。
産経新聞	国民の憲法	2013	第21条
公益財団法人松下政経塾 第34期生共同研究「憲法フォーラム」	日本国憲法改正草案	2015	第19条
憲法改正発議研究会	日本国憲法改正試案	2017	なし

出典：著者作成

<sup>20</sup> これ以外にも多くの憲法改正案がある。2005年度以前のものについては（渡辺 2005）を参照のこと。また国立国会図書館（元尾 2015）、（鈴木 2013）、（諸橋 2006）により、これまでの各憲法草案についてまとめられている。個人によるものとして、憲法学者の小林節（2018）に掲載されている憲法改正試案など、深い考察に値する憲法改正案もあるが、今回は個人による憲法改正案は省いた。

<sup>21</sup> 世界平和研究所（2013）「平和憲法試案」（<http://www.iips.org/research/data/kenpozenbun.pdf>）2020/3/30アクセス。

6 省庁を主務官庁とする財団法人として、元内閣総理大臣であり長年改憲を主張していた中曽根康弘を会長として設立された。当初、公益財団法人世界平和研究所（IIPS）として発足したが、2018年1月1日から公益財団法人中曽根康弘世界平和研究所（NPI）に名称を変更し今日にいたる。

「平和憲法試案」には、天皇の元首化（第1条）、防衛軍の設置（第11条）なども記載されており外国人の人権については性質説を踏まえた明文化がなされている。

第13条 何人も、将来の権利として、すべての基本的人権を享有する。この憲法が保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

2 前項の権利は、権利の性質上制約されるものを除き、外国人に対しても等しく保障される。

外国人の参政権については、条文中には触れられていないが、中曽根康弘の構想の中には、外国人の地方参政権を認めるビジョンがあったようである。

#### 地方参政権に賛成

——韓国併合100年にあたり、永住外国人に地方参政権を与える法案が焦点ですが、自民党は反対に傾いています。

「僕は原則として賛成。既成事実にとだわりすぎず、大局から見て日本の前途を開拓する立場で進まなければ。政治家の器量が問われる。条件を厳しくしても、だれかが踏み切らないといけない」<sup>22</sup>

中曽根康弘は2019年に他界するが、平和憲法試案では外国人の地方参政権を認める方向であったと考えられる。

#### 公益社団法人日本青年会議所（2012）「日本国憲法草案」<sup>23</sup>

日本青年会議所は、1949年9月3日に、「祖国日本の復興」を目指し、東京青年商工会議所（現在の東京青年会議所）として創立された。2005年に「日本国憲法日本青年会議所草案」を発表し、現在は「憲法タウンミーティング」を全国で展開し、改憲運動の一翼を担っている。

2012年に「決定版」として発表されたこの憲法改正案においても、天皇の元首化（第1条）、軍隊の設置（第42条）、日章旗の国旗・君が代の国歌規定（第109条）などが記されている。第40条において、外国人の人権を保障するが、その内容は性質説の立場を踏襲するものであり、外国人参政権に

<sup>22</sup> 朝日新聞（2010）1月27日朝刊「中曽根康弘元首相、韓国への謝罪「日本があれだけのことをやった以上、一度は謝らなければならない」」。

<sup>23</sup> 日本青年会議所（2012）（<http://www.jaycee.or.jp/2018/org/kenpoukaisei/wp-content/uploads/2017/12/日本国憲法草案2012年版.pdf>）2020/3/30アクセス。

については、第102条において地方参政権も認めない立場をとる。

第40条 日本国に居住する外国人は、文言上又は権利の性質上、日本国民のみに認められるものを除いて、この憲法が保障する権利を享受する。

第102条 地方自治体には、法律の定めるところにより、条例その他地方自治体に関わる重要事項の議決機関として、議会を設置する。

2 地方自治体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の公務員は、その地方自治体に居住する日本国民が、直接選挙する。

#### 産経新聞（2013）「国民の憲法」<sup>24</sup>

全国紙である産経新聞が作成した憲法改正案として新聞紙上でも発表され、（産経新聞社 2013）として書籍化されている。天皇の元首化（第2条）、軍の設置（第15条）、日章旗の国旗・君が代の国歌設定（第14条）などが記されている。第21条において、外国人の人権を保障するが、その内容は在留許可が認められた外国人に対して、性質説の立場を踏襲するものであるが、また外国人参政権については、国政選挙・地方選挙共に認めない。

第21条（外国人の権利）外国人の権利は、在留制度のもと、性質上国民のみに認められる権利を除き、これを保障する。

第47条（公務員の選定罷免権、普通選挙、投票の秘密）公務員を選定し、罷免することは、国民固有の権利である。

2 公務員の選挙は、成年者による普通選挙とする。

3 投票の秘密は、これを侵してはならない。

第108条（地方自治体の議会および公務員の選挙）地方自治体には、法律の定めるところにより、その議決機関として、議会を設置する。

2 地方自治体の長、議会の議員および法律の定めるその他の公務員は、その地方自治体の住民であって日本国籍を有する者が、直接選挙する。

#### 公益財団法人松下政経塾第34期生（2015）「日本国憲法改正草案」<sup>25</sup>

松下政経塾は、松下電器産業創業者松下幸之助が私財を投じて設立した私塾である。同塾34期生のメンバーが取り組んだのが本憲法草案である。法学を学んだことのない4名の塾生によって作成されたものとコメントがあるが、憲法学者の小林節が助言に回ってその条文制定過程についても詳細が記してあり、その起草プロセスが非常に明確になっている。天皇の元首化（第1条）、軍隊の設置（第11条）、日章旗の国旗・君が代の国歌設定（第14条）などが記されている。第19条において、外

<sup>24</sup> 産経新聞社（2013）『国民の憲法』産経新聞社、214-265頁。

<sup>25</sup> 松下政経塾第34期生（2015）「日本国憲法改正草案」（<https://www.mskj.or.jp/seikyuu/14kd01.pdf>）2020/3/30アクセス。

国人の人権を保障するが、その内容は性質説の立場を踏襲し、かつ現在認められている外国人の地方参政権についても制限をかける立場をとる<sup>26</sup>。

第19条 ①日本国籍を持たない者は、権利の性質上日本国民に認められるものを除いて、憲法で定める人権規定の対象となる。

②日本国籍を持たない者の参政権は、これを認めない。

上述した四つの改憲案は、いずれも現行の性質説を踏まえた上で、各改憲案の条文に落とし込んでいる。ただし、平和研究所案を除くと、参政権については否定的な立場をとり、これらの憲法草案に類するものが改正憲法に反映されたとすると、参政権を含む外国人の諸権利は縮小方向に進むことが危惧される。

## 2) 外国人の人権を日本人同等に認める規定がある憲法改正草案

これら性質説の規定を明文化した憲法草案に対して、外国人の人権を広く認めようとする憲法草案がゲンロン（2013）「新日本国憲法ゲンロン草案」である。

### ゲンロン（2012）「新日本国憲法ゲンロン草案」<sup>27</sup>

ゲンロンは、東浩紀らによって2010年に創立された出版社であり、雑誌『ゲンロン』の刊行および書籍の出版を行っている。2012年に販売された書籍『日本2.0 思想地図β vol. 3』において、楠正憲、境誠良、白田秀彰、西田亮介、東浩紀らのゲンロン憲法委員会によって、憲法草案が提示され、現在は Web でも読めるようになっている<sup>28</sup>。天皇の象徴元首化（第1条）、自衛隊の設立（第20条）などが記されている。

第17条 日本住民は、法律で定める期間、日本国土に適法に継続的に居住する者を言う。

第71条 国民および住民は、国際人権規約に定める人権の享有を妨げられない。この憲法が国民および住民に保障する基本的人権は、政府の侵すことのできない権利として、現在および将来の国民および住民に与えられる。

第72条 この憲法が国民および住民に保障する自由および権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。また、国民および住民は、これを濫用してはな

<sup>26</sup> 松下政経塾案には、「改正草案解説」として、各条文の草案解説が書かれている。第19条の解説については以下の通りである。「参政権については「権利の性質上外国人にも適用可能な人権」に該当はしないため、明記せずとも日本国籍を持たない者には認められないが、判例や学説において地方参政権を認めるケースが生じている現実に鑑みたときには、そのことを明記した方が良いと考え、あえて別途条文を新設した。」前掲書 pp. 68-69

<sup>27</sup> ゲンロン憲法委員会（2012）「新日本国憲法ゲンロン草案」『日本2.0 思想地図β vol. 3 単行本』106-141頁。

<sup>28</sup> ゲンロン憲法委員会（2013）『憲法2.0』ゲンロン（<http://www.amazon.co.jp/exec/obidos/ASIN/B00K1XRA86/>）2020/3/30アクセス。

らないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う。

- 第74条 1. すべて国民および住民は、法のもとに平等であって、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的または社会的関係を規定する法において同一の取り扱いを受ける。
2. 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
3. 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴わない。栄典の授与は、現にこれを有し、または将来これを受ける者の一代にかぎり、その効力を有する。

本草案は、極めて自由な形式で書かれており、通常の憲法および他の憲法草案とは大幅に異なっている。権利主体に「国民」のほか「住民」を含んでいることが大きな特徴である。従来から地方自治法では、その地方公共団体の区域内に住所を有する者を「住民」として規定し、外国人も含まれるとしてきた（地方自治法第10条第1項）が、その住民を権利主体として見なし憲法で規定していることは画期的なことと言えよう。この規定により、例えば無国籍者、難民といったこれまで日本で権利主体として見なされなかった人々も広く権利主体となることができる。これらの点を加味すると、現存の憲法改正草案の中では、最も広く外国人の人権を認めた憲法草案であるといえよう。

#### IV 自民党憲法草案における外国人の人権

上述したさまざまな憲法草案は、それぞれに熟考がなされており、一読の価値はあるものの、現段階で実現可能性が一番高い憲法草案は、政府与党である自民党作成の「日本国憲法改正草案」（2017）であろう。これは、2005年に自民党結党50周年党大会で発表された「新憲法草案」（旧草案）がベースになっている<sup>29</sup>。

旧草案は、「新憲法起草委員会・要綱第一次素案」及びこれに基づいた「新憲法第一次案」さらに10月公表の「新憲法第二次案」について修正を加えて完成する。その内容は、現行憲法第11章の「補則」を削除し、第2章「戦争の放棄」を「安全保障」と改め、自衛軍の設置を記載（第9条2）し、軍事裁判所を明記し（第76条）、環境権（第25条の2）、犯罪被害者の権利（第25条の3）などの新しい人権に関する記述もあった。この旧草案では、外国人の人権について、旧来の憲法と大きな変更はなかった。

この旧草案について、日本国憲法第9条を守ろうとする護憲派の反発は大きく、各地で護憲派団体の活動が活発化した。また、2007年の日本国憲法の改正手続きに関する法律案をめぐる与野党協議の決裂で自民党と民主党の協力関係が崩れ、2007年7月に行われた第21回参議院選挙において改憲を公約に掲げた自民党が参院選で大敗し、憲法改正の動きは沈静化するかに見えた。

しかし、憲法改正の動きが2012年に再度復活する。前年の2011年に発生した東日本大震災の対応などで、民主党政権への批判がおこったことなどが、自民党への再評価を生み出した。そうした世論

---

<sup>29</sup> 自由民主党（2005）「新憲法草案」。

をうけて、同年の4月28日のサンフランシスコ講和条約発効60周年に合わせ自民党は「憲法改正草案」を発表した。

この憲法改正草案は、2005年の旧草案では現実可能性に配慮し、記載されなかった復古的な要素が全面的に取り入れられている。天皇の元首化（第1条）、国防軍の設置（第9条の2）、日章旗の国旗・君が代の国歌設定（第3条）などが記されている。自民党は、2012年12月に行われた第46回衆議院選挙において、被災地の復興に加え憲法改正をマニフェストに加え、議席数を大きく伸ばし、与党に返り咲く。

自民党憲法改正草案では、基本的人権に関する規定は、以下のように起案され、第15条、第94条において、外国人の参政権を否定する<sup>30</sup>。

第10条（日本国民）日本国民の要件は、法律で定める。

第14条（法の下での平等） 1 全て国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、障害の有無、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15条 公務員を選定し、及び罷免することは、主権の存する国民の権利である。

2 全て公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。

3 公務員を選定を選挙により行う場合は、日本国籍を有する成年者による普通選挙の方法による。

4 選挙における投票の秘密は、侵されない。選挙人は、その選択に関し、公的にも私的にも責任を問われない。

第94条 地方自治体には、法律の定めるところにより、条例その他重要事項を議決する機関として、議会を設置する。

2 地方自治体の長、議会の議員及び法律の定めるその他の公務員は、当該地方自治体の住民であって日本国籍を有する者が直接選挙する<sup>31</sup>。

憲法における規定は最高法規として、各法律・条例よりも上位に位置づけられるため、これまで、条例レベルで容認されていた外国人の地方参政権は、自民党改正案が実現すると奪われることとなると考えられる。

自民党は、憲法改正案に対して、国民からのさまざまな疑問に答えるべくパンフレットを発行しているが、自民党案第94条に関して、（自由民主党 2013）において以下の通り解説する。

---

<sup>30</sup> これらの条文についても論点は多くあるが、（伊藤 2013）などが逐条的に自民党憲法改正案についてコメントを寄せている。

<sup>31</sup> 自由民主党（2012）『日本国憲法改正草案』自由民主党。

Q37 外国人の地方参政権について、どう考えているのですか？

A 日本国憲法改正草案では、94条（地方自治体の議会及び公務員の直接選挙）2項で「地方自治体の長、議会の議員及び法律の定めるその他の公務員は、当該地方自治体の住民であって日本国籍を有する者が直接選挙する」と規定し、「日本国籍を有する者」という文言を挿入することによって、外国人に地方選挙権を認めないことを明確にしました。

地方自治は、我が国の統治機構の不可欠の要素を成し、その在り方が国民生活に大きな影響を及ぼす可能性があることを踏まえると、国政と同様に地方政治の方向性も主権者である日本国民が決めるべきであります。

なお、外国人も税金を払っていることを理由に地方参政権を与えるべきとの意見もありますが、税金は飽くまでも様々な行政サービスの財源を賄うためのもので、何らかの権利を得るための対価として支払うものではなく、直接的な理由にはなりません<sup>32</sup>。

このように見ると、外国人の人権については、自民党憲法改正草案では、旧来の判例・通説をさらに矮小化していることがわかる。現行の自民党憲法草案については、とかく第9条の改正が争点になっているが、外国人の人権に関しては、参政権を含め、より縮小されるものと考えられる。

安倍政権は、2019年に発表した「経済財政運営と改革の基本方針 2019～「令和」新時代：「Society 5.0」への挑戦～」で新たな在留資格を設けることを明記し、外国人労働者の流入拡大を認める方針を示している。自民党内には、移民容認につながる外国人労働力の導入には根強い反対論があったが、人口減少の中で人手不足の解消を求める声を受けて方針を転換した。だが、外国人労働者の拡大を図る自民党が、その一方で外国人労働者の権利をより制限する憲法を制定しようとしていることには大きな矛盾があるのではないか。

## おわりに 憲法改正論議と憲法の理念

以上見てきたとおり、本稿では各憲法改憲案を検討し、外国人の人権の視点から総括した。一部を除くと、自民党憲法改正草案を含め、各改憲案は現状維持もしくは現状よりも制限された形でしか外国人の人権が認められない規定となっている。

しかし、外国人の人権問題はもはや看過できる状態にはない。2019年末に中国で発生した新型コロナウイルス（COVID-19）はパンデミック（世界的大流行）となり世界経済に大きな影響を与え、各企業とも自粛活動が求められている。日本では多くの外国人労働者が出国・入国ができない状態になっており、製造業、観光業、外食産業などは大きな打撃を受け、労働者は短縮労働や雇用打ち切りによる失業を余儀なくされつつある<sup>33</sup>。现阶段においてさえ外国人の人権が守られない状況が生じて

<sup>32</sup> 自由民主党（2013）『日本国憲法改正草案 Q&A（増補版）』自由民主党、30頁。

<sup>33</sup> 毎日新聞（2020）3月11日三重県版朝刊「新型コロナ労働相談、多言語対応13、14日ホットライン ユニオンみえ」、日本経済新聞（2020）3月30日朝刊「北関東企業、入国規制にやきもき 実習生来日できず」、琉球新報（2020）3月31日朝刊「一方的な解雇通知、休業手当支給されず…新型コロナ、観光産業で働く人から悲鳴」



いる中で、外国人に対する人権問題が改善されなければ、外国人の日本離れはますます進み、日本社会は立ちゆかなくなることは明白である<sup>34</sup>。その外国人待遇改善の第一歩となるのが、国の指針を決める憲法改正であることは強調しすぎることはないだろう。

少子高齢化がすすむ日本において、外国人の増加を避けることはできず、日本の多民族国家化はますます進展する。在留外国人は、この国に生活する一住民として生産活動ばかりでなく、消費活動にも多く関わってくる。そうした在留外国人の権利を保護することは、国内においても現状の中で苦しむ政治的弱者（女性・子ども・老人・生活困窮者など）の権利保障を再考させダイバーシティを実現させる礎となるに違いない。

そもそも日本国憲法の源流となる近代憲法は、宗教改革によるキリスト教の分断を経て、宗教以外の価値観をもとに国を動かそうとする人間の英知の試みの中で生まれてきた。ローマカトリック教会による選民思想を批判し、絶対王政を打破し、自らの人権を主張し、民主主義を獲得した人々の精神の試みでもある。それは言い換えれば、ローマカトリック教会と対峙することでルターが到達した「神の前に万人は平等」という理想を実現する試みでもあった。

こうした理念は日本国憲法にも息づいている。自民党憲法改正草案では削除された日本国憲法第97条は、憲法の本質的最高法規性を示す条文として、また人権の本質を示した条文としてよく知られている。

日本国憲法第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

日本国憲法に書かれている基本的人権は、「特定の国からの押しつけられた」という性質のものではなく、また特定の国民だけに適用されるものではない。基本的人権は人類全体の成果であり、この憲法の下で暮らす我々は、過去の人々から信頼して託されたものだと第97条は宣言する。そうであればこそ、人権は国内の政治的弱者はもちろん、外国人にも開かれたものにならなければならない。

幸いなことに、明るい兆しも見えている。2000年以降に多く発表された憲法草案の数々は、特に日本国憲法第9条を論点として展開される事が多く、外国人の人権に関する規定については論じられることは少なかった。むしろ、宮城県「多文化共生社会の形成の推進に関する条例」（2007）、静岡県「静岡県多文化共生推進基本条例」（2008）、世田谷区「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」（2018）のように、地方自治体の方が「隣人」である外国人の人権に関しては積極的に認める方向に進んでいる。改憲論争の帰結については、予断をゆるさない事態に

---

などが記事にしているが、今後新型コロナウイルスによる経済活動自粛に起因する外国人労働者の雇い止めの流れが増加するものと思われる。

<sup>34</sup> 外国人労働者の日本離れは、賃金・待遇などの条件が悪いことから、すでに2015年頃には表面化し、日本を避ける動きが生じている。以下の記事などに詳しい。日本経済新聞（2016）7月18日朝刊「外国人労働者、陰る日本の魅力 韓国・台湾と争奪」。

あるが、こうした地方での外国人を一人の隣人として受け入れ、改憲論争において外国人の人権を認める大きなうねりにつながることを信じたい。それは少なからずキリスト者の使命とも一致するものである。

「先生、律法の中で、どの戒めが最も重要でしょうか。」イエスは言われた。「『心を尽くし、魂を尽くし、思いを尽くして、あなたの神である主を愛しなさい。』これが最も重要な第一の戒めである。第二も、これと同じように重要である。『隣人を自分のように愛しなさい。』この二つの戒めに、律法全体と預言者とが、かかっているのだ<sup>35</sup>。

日本国憲法は自民党憲法改正草案をベースに改憲されるのだろうか。現在の憲法を解釈の変更と制度の改善を行った上で継続して利用されるのだろうか。それとも、現在の日本国憲法のままで外国人の人権は無視されたまま運用され続けるのだろうか。現段階において日本の改憲がどのような結果になるかは不明であるが、キリスト教の信仰を基盤とした本学のような高等教育機関において、多様な背景を持つ学生達と外国人の権利を再考することは、改憲をめぐる論考ばかりでなく、隣人愛について再考する第一歩となるように思われる。こうした外国人の人権に関する現状について、隣人愛を建学の精神に掲げる宮城学院女子大学で公表する機会を与えられたことを感謝したい。

## 参考文献

- 本多ミヨ子 (2018) 「外国人労働者の実態と問題点」月刊全労連2018年9月号14-17頁。  
法務省技能十種制度の運用に関するプロジェクトチーム (2019) 「調査・検討結果報告書」法務省。  
法務省出入国在留管理庁 (2019a) 「外国人雇用状況」の届出状況まとめ (平成30年10月末現在)。  
— (2019b) 「令和元年6月末現在における在留外国人数について (速報値)」。  
伊藤真 (2016) 『増補版 赤ペンチェック 自民党憲法改正草案』大月書店。  
梶田孝道 (2001) 「現代日本の外国人労働者政策・再考」梶田孝道編著『国際化とアイデンティティ』ミネルヴァ書房、184-219頁。  
小林節 (2018) 『白熱講義！ 日本国憲法改正』ベスト新書。  
厚生労働省 (2020) 「外国人雇用状況」の届け出状況まとめ【本文】厚生労働省 (<https://www.mhlw.go.jp/content/11655000/000590310.pdf>) 2020/3/30アクセス。  
諸橋邦彦 (2005) 「主な日本国憲法改正試案及び提言」調査と情報474号。  
— (2006) 「主な日本国憲法改正試案及び提言」調査と情報537号。  
元尾竜一 (2015) 「最近の主な日本国憲法改正提言」調査と情報856号。  
日本経済新聞 (2019a) 6月11日朝刊「留学生1600人不明 東京福祉大に受け入れ停止指導」。  
— (2019b) 7月25日朝刊「東京福祉大系に是正指導、留学生定員超過で愛知県」。  
大沼保昭 (2004) 『在日韓国・朝鮮人の国籍と人権』東信堂。  
産経新聞社 (2013) 『国民の憲法』産経新聞社。  
野佳弘 (2020) 「マクリーン最高裁大法廷判決の弊害」Web 日本評論第20号 (<https://www.web-nippyo.jp/16964/>) 2020/3/30アクセス。  
鈴木江理子 (2015) 「外国人受入れ政策の歴史的展開と今後：人口急減社会・日本の選択」自由と正義 66(11)11-17頁。  
鈴木尊紘 (2013) 「最近の主な日本国憲法改正提言」調査と情報774号国立国会図書館。

<sup>35</sup> 聖書協会共同訳 (2018) 「マタイによる福音書 22: 36-40」『新約聖書』日本聖書協会。

- 高柳賢三、大友一郎、田中英夫編著（1972）『日本国憲法制定の過程。1：原文と翻訳』有斐閣。
- 田中宏（2013）『在日外国人第三版—法の壁、心の溝』岩波新書。
- 床井茂（1990）『いま在日朝鮮人の人権は』日本評論社。
- 渡辺治（2005）「改憲の背景と憲法問題をめぐる現局面をどう見るか」月刊全労連2005年5月号8-25頁。